

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|--|----|
| <p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10 - 制度 - 00024 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p> | <p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10 - 制度 - 00024 沿革 <u>平成27年2月20日</u> 一部改正</p> | |
| 第1条～第24条 (略) | 第1条～第24条 (略) | |
| <p>(告知事項)</p> <p>第25条 約款第28条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。</p> <p>一 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生したことがある。</p> <p>二 輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</p> | <p>(告知事項)</p> <p>第25条 約款第28条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。</p> <p>一 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生したことがある。</p> <p>二 輸出契約等の相手方又は<u>代金の支払人</u>が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</p> | |
| <p>第26条～第33条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p> | 第26条～第33条 (略) | |
| 別表(第6条、第13条関係) (略) | 別表(第6条、第13条関係) (略) | |
| 別紙様式 (略) | 別紙様式 (略) | |